



福岡医発第 2813 号 (地)
令和 3 年 2 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自立支援医療費の支給認定の取扱いについて

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、自立支援医療費の支給認定については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、治療の観点からは急を要しない診断書等の取得のみを目的とした受診を可能な限り回避するため、令和 2 年 3 月 1 日から令和 3 年 2 月末日までに受給者証の有効期限が満了する受給者を対象に、その有効期間を 1 年間延長する措置を実施する一方で、令和 3 年 3 月 1 日以降に受給者証の有効期間が満了する受給者については、公費負担医療の適正な給付を確保する必要があること等を踏まえ、通常の手続きにより行うこととされております。

今般、令和 3 年 1 月 7 日に新型コロナウイルス感染症対策本部長が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づき、緊急事態宣言を行ったこと等を踏まえ、支給認定の取扱いについて下記のとおりとされた旨、厚生労働省より福岡県福祉労働部を通じて周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本件につきましては、県障がい福祉課より福岡県精神科病院協会並びに福岡県精神神経科診療所協会に対し通知されておりますことを申し添えます。

記

1. 緊急事態宣言の対象となった地域における支給認定の取扱い

令和 3 年 3 月 1 日以降に受給者証の有効期間が満了する受給者の支給認定については、通常の手続きにより行うこととしているが、新型コロナウイルス感染症の影響から、緊急事態宣言中、さらにはその解除以降においても、受給者が医療機関を受診できず、通常の手続きを円滑に行うことができないことも想定される。

このような理由により、受給者証の有効期間中に支給認定の申請ができない場合においては、当該申請が行われるまでの間は現行の支給認定を有効とみなして医療費助成の対象とする、又は診断書等を後日提出としたうえで申請を受け付けるなど、個々の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこととする。

2. その他の地域における支給認定の取扱い

令和3年3月1日以降に受給者証の有効期間が満了する受給者の支給認定については、通常の手続きにより行うこととしているが、申請のために圏域を跨いで上記1の地域の医療機関を受診する必要がある場合には、上記1を参考に、個々の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこととする。

公印省略

2 障 第 5 7 6 6 号
令和 3 年 1 月 1 9 日

福 岡 県 医 師 会 長
福 岡 県 精 神 科 病 院 協 会 長
福 岡 県 精 神 神 経 科 診 療 所 協 会 長
福 岡 県 薬 剤 師 会 長
福岡県訪問看護ステーション連絡協議会長

殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課長
(医 療 ・ 給 付 係)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自立支援医療費の支給認定の取扱い
について

平素から本県の障がい福祉の向上に御協力賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、厚生労働省から別紙のとおり通知されましたので、会員への周知をお願いいたします。

事 務 連 絡
令和3年1月15日

都道府県
各 指定都市 自立支援医療担当課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自立支援医療費の支給認定の取扱いについて

日頃より、自立支援医療の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

自立支援医療費の支給認定については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、治療の観点からは急を要さない診断書等の取得のみを目的とした受診を可能な限り回避するため、令和2年3月1日から令和3年2月末日までに受給者証の有効期間が満了する受給者を対象に、その有効期間を1年間延長する措置を実施する一方で、令和3年3月1日以降に受給者証の有効期間が満了する受給者については、公費負担医療の適正な給付を確保する必要があること等を踏まえ、通常の手続により行うこととしたところです。

今般、令和3年1月7日に新型コロナウイルス感染症対策本部長が新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行ったこと等を踏まえ、支給認定の取扱いについては、下記のとおりとしますので、対象となる受給者や指定自立支援医療機関等の関係者への周知等をお願いします。

併せて、計画的な申請手続の呼びかけや郵送による申請の積極的な活用など、円滑な申請手続のための配慮を引き続きお願いします。

なお、各都道府県担当者におかれましては、管内市町村担当者に本事務連絡を周知していただくようお願いします。

記

1. 緊急事態宣言の対象となった地域における支給認定の取扱い

令和3年3月1日以降に受給者証の有効期間が満了する受給者の支給認定については、通常の手続により行うこととしているが、新型コロナウイルス感染症の影響から、緊急事態宣言中、さらにはその解除以降においても、受給者

が医療機関を受診できず、通常の手続を円滑に行うことができないことも想定される。

このような理由により、受給者証の有効期間中に支給認定の申請ができない場合においては、当該申請が行われるまでの間は現行の支給認定を有効とみなして医療費助成の対象とする、又は診断書等を後日提出としたうえで申請を受け付けるなど、個々の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこととする。

2. その他の地域における支給認定の取扱い

令和3年3月1日以降に受給者証の有効期間が満了する受給者の支給認定については、通常の手続により行うこととしているが、申請のために圏域を跨いで上記1の地域の医療機関を受診する必要がある場合には、上記1を参考に、個々の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこととする。